

岩国市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

令和6年4月1日規則第27号

改正 令和8年3月24日規則第 号

岩国市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定申請 法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定の申請をいう。
- (2) 認定基準 法第5条の14各号に掲げる基準をいう。
- (3) 支援サービス 公益財団法人マンション管理センターが提供する管理計画認定手続支援サービスをいう。
- (4) 認定の更新 法第5条の16第1項の規定による管理計画の認定の更新をいう。
- (5) 変更の認定 法第5条の17第1項の規定による管理計画の変更の認定をいう。

(立入検査)

第3条 法第5条の2第7項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第1号)とする。

(認定の事前確認)

第4条 認定申請又は認定の更新の申請をしようとする管理組合の管理者等（以下「申請者」という。）は、認定申請又は認定の更新の申請の前に、管理計画が認定基準に適合することについて、支援サービスを経由して公益財団法人マンション管理センターの事前確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(認定申請)

第5条 認定申請又は認定の更新の申請は、支援サービスを経由して行うものとする。

2 省令第1条の8第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前条に規定する事前確認適合証とする。

(申請の取下げ)

第6条 認定申請、認定の更新の申請又は変更の認定の申請を取り下げようとする申請者は、マンション管理計画の認定申請取下届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第7条 市長は、認定申請、認定の更新の申請又は変更の認定の申請に係る管理計画が認定基準に適合しないと認めたときは、マンション管理計画不認定通知書（様式第3号）に省令第1条の8第1項に規定する申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知しなければならない。

(管理の取りやめ)

第8条 管理計画認定マンションとしての管理を取りやめようとする認定管理者等は、管理計画認定マンションとしての管理を取りやめる旨の申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第9条 法第5条の18の規定による報告の徴収は、認定管理計画に関して報告を求める旨の通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 法第5条の18の規定により報告を求められた認定管理者等は、管理状況報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第10条 法第5条の19の規定による命令(以下「改善命令」という。)は、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

2 改善命令を受けた認定管理者等は、必要な措置を講じたときは、改善報告書(様式第8号)により報告しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 法第5条の20第2項の規定による通知は、認定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(管理計画認定マンションの公表)

第12条 市長は、申請者が認定を受けた際の公表に同意した場合において、管理計画の認定をしたときは、認定申請に係る管理計画認定マンションの名称、所在地、本市が付与する認定コード等を公表するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月24日規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。